

令和 2 年

岩見沢市議会第 1 回臨時会提案理由説明書

報告第 1 号

専決処分した事件の承認について（岩見沢市国民健康保険
条例の一部改正）

国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部又は一部を受けることができなくなったときに、傷病手当金を支給することにより、休暇を取得しやすい環境を整え、感染拡大を防止する必要があることから、傷病手当金の新設を内容とした岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第 2 号

専決した事件の承認について（岩見沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

新型コロナウイルス感染症に感染するなどして一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことを受け、市において行う事務として同手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加することを内容とした岩見沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、報告し、承認を得ようとするものであります。

議案第40号

令和2年度岩見沢市一般会計補正予算について（第1号）

歳出におきまして、特別定額給付金事業、商工金融円滑化事業、小規模事業者等経営サポート給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、児童手当等給付事業等に係る所要額について補正することといたしました。

一方、歳入におきましては、国庫支出金、基金繰入金及び諸収入を見込み、

歳入歳出それぞれ 91億83,000千円を
追加することといたしました。

債務負担行為につきましては、特別資金利子補給金について変更することといたしました。